

ご契約者のみなさまへ



自動車共済改定のご案内

日頃より、当組合および自動車共済をお引き立て賜り心より御礼申し上げます。

この度、当組合では、ご契約期間の初日が平成 26 年 7 月 1 日以降のご契約を対象とする自動車共済の改定を実施することといたしました。

ご契約者様には何卒、本改定についてご理解を賜りますとともに、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

I 自動車共済基準共済掛金率の改定

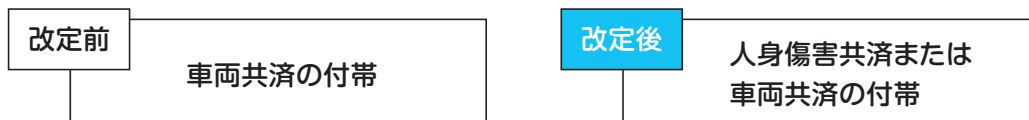
- 自動車共済においては、共済事故の多様化とお支払単価の増加により、お支払する共済金が多くなっています。こうした状況を踏まえ、自動車共済の安定的な制度運営に向けて、基準共済掛金率の見直しが必要になりました。
- このたびの共済掛金率の見直しにより、ご契約条件によって共済掛金が増える場合がありますので、ご契約いただく際には申込書等に記載されたご契約条件ならびに共済掛金をご確認いただきますようお願いいたします。
- 組合は、今まで以上に将来にわたる十分な健全性の確保と、より一層充実した組合員サービスの提供に努めてまいります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

II 自動車共済ロードサービスの一部改定

- ご契約者の車両トラブルのサポートサービス向上を図るため、改定しました。
事故(トラブル)の発生受付日が、平成26年7月1日以降のロードサービスから提供します。
*共済期間の初日が平成26年7月1日以前の共済契約であっても事故(トラブル)が実施日以降であれば、対象になります。

1. 「無料ロードサービス」が受けられるご契約内容の条件を変更しました。

- ご契約内容がノンフリート契約で自家用8車種(注1)の場合、人身傷害共済または車両共済のいずれかを付帯されている場合に「無料ロードサービス」(注2)(注3)が受けられるように改定しました。



(注1)自家用8車種とは、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)および特種用途自動車(キャンピング車)のお車をいいます。

(注2)無料ロードサービスの対象となるお車は、ご契約のお車(共済証書記載の被共済自動車)となります。

(注3)ロードサービスの現場で「自動車共済契約者カード」のご提示がない場合、料金をお立替えいただくことがあります。

2. 「無料ロードサービス」のけん引・搬送距離を延長しました。

- 事故・故障により自力走行不能となったご契約車両のけん引・搬送距離を50kmに延長しました。



●このご案内は、自動車共済の改定(平成26年7月1日付実施)の概要を記載したものです。改定の詳細につきましては、共済代理所または当組合の各支部支局までおたずねください。●自動車共済をご契約いただく際には事前に必ず「重要事項説明書」をご一読いただき、ご不明な点がございましたら、共済代理所におたずねください。

本部：〒812-0007 福岡市博多区東比恵 2-15-25 TEL：(092)441-5901(代表)
お客様相談室：092-235-3355 受付 午前9時～午後5時

(土日祝祭日及び12/29～1/3を除く)

ホームページ：http://nishijikyoo.com/

■お問い合わせは(共済代理所)